

平成20年12月4日  
(平成21年1月16日改正)  
(平成23年3月22日改正)  
(平成24年3月22日改正)

「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」の改正について

---

建設業の資金調達の円滑化を推進するため、国土交通省において「地域建設業経営強化融資制度」が創設されたことに伴い、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」を改正し、当該融資に係る債権譲渡を承諾する場合の取扱いを定めましたので、お知らせします。（平成20年12月8日施行）

※対象工事に「債務負担行為に係る工事又は前年度から繰り越された工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満の工事」を追加しました。（平成21年1月16日改正）

※地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡の取扱いの期限を「平成24年3月末まで」に延長するとともに、地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡の場合の「債権譲渡契約証書（様式2）」中の第3条の規定を改めました。（平成23年3月22日改正）

※地域建設業経営強化融資制度による融資に係る債権譲渡の取扱いの期限を「平成25年3月末まで」に延長するとともに、「請負者」を「受注者」に改めました。（平成24年3月22日改正）